令和３年度の新型コロナウイルス感染症に関連した学籍、授業料徴収等の特例措置（令和３年３月定期卒業以降の授業料不徴収を含む）について【教養学部後期課程】

下記のとおり特別措置を実施することとなりましたので、申請を希望する学生は、提出期限までに教養学部後期課程チームまで申請書類を提出ください。

＜学籍関連＞

１．　正規生の在学期間の特例

（１）新型コロナウイルス感染症の影響による学業・研究の中断のために、卒業までに定められた在学年限（４年）を超える見込みの場合で在学年限の延長を希望し、所属学部長が新型コロナウイルス感染症の影響によるものであると認めた場合は、在学期間を延長することが可能とされました（最大１年間)。

（２）新型コロナウイルス感染症の影響により、卒業要件を満たしているにも関わらず、引き続き在学を希望し、新型コロナウイルス感染症の影響によるものであると、所属学部長が認めた場合には在学期間を延長することが可能とされました。※在学年限（４年）を超えた場合であっても適用可能です（最大１年間)。

【申請方法】
（１）（２）ともに、２０２１年３月１日（月）正午までに以下の様式にて申請してください。

【提出書類】
（１）「特例による在学期間延長願（学部)」
※コース主任により様式「指導教員等による意見書」を作成してもらいあわせて提出してください。なお、教養学部後期課程の卒業時期は３月であるため（PEAK を除く)、１年間の在学延長として申請してください。

（２）「卒業延期願」
※コース主任により様式「指導教員等による意見書」を作成してもらいあわせて提出してください。
※様式「延長期間における行動計画書」をあわせて提出してください。この延期については１ケ月単位で申請が可能です。(複数回の申請が可能)

２．　長期履修制度の適用

長期履修の適用の要件として、新型コロナウイルス感染症の影響による理由が認められることとなり、最終年次や年度途中（ただしＡ１タームの開始から）からの開始も可能とされました。

【申請方法】
後期課程ホームページの「長期履修学生制度の手続き」を参照してください。
※所定の様式に加えて、コース主任により様式「指導教員等による意見書」を作成してもらいあわせて提出してください。

＜学費関連＞

３．　正規生の授業料不徴収の特例

（１）上記１．（１）および１．（２）により延長された期間（正規生の在学期間の特例）については、所属学部長の判断により授業料は徴収しないことができるとされました。なお、徴収しない期間については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたとコース主任が認めた期間となります。

【申請方法】
２０２１年３月１日（月）正午までに以下の様式にて申請してください。

【提出書類】「授業料不徴収希望理由書（様式任意）」
※「特例による在学期間延長願（学部）」または「卒業延期願」に「授業料不徴収希望理由書（様式任意）」を添付し、「指導教員等による意見書」に授業料を不徴収とすることに妥当な期間を記載してもらってください。

（２）学業・研究中断にも関わらず、（休学をせずに）修業年限（２年）を経過した場合で、所属学部長が新型コロナウイルス感染症の影響によるものと認めた場合には、令和３年度の授業料のうち、影響による期間にかかる授業料を徴収しないことができるとされました。徴収しない期間については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたとコース主任が認めた期間となります。

【申請方法】
２０２１年３月１日（月）正午までに以下の大学の指定様式にて申請してください。

【提出書類】「在学期間延長願（学部）」

※コース主任により様式「指導教員等による意見書」を作成してもらいあわせて提出してください。
※対象は、令和３年４月以降に修業年限（２年）を超えて在学する後期課程の学生になります。

※今年度中に修業年限を経過しない者についても将来的に上記３.（２）の特別措置を適用する可能性があることから、将来的に上記３.（２）の申請を考えている方は、年度内に新型コロナウイルス感染症の影響を受けたこと及びその影響範囲を確定させるために、「新型コロナウイルス感染症の影響に関する説明文書（様式任意）」を作成し、あわせて「指導教員等による意見書」を年度中（２０２１年３月末まで）に作成してもらって提出してください。欄外に、「将来的に特別措置を適用する可能性があるため提出する」旨を必ず記載してください。

○１．～３．の注意事項
・単に影響を受けたというだけでなく、その後も回復できない（回復できない理由が新型コロナウイルス感染症によるもののみ）ということを必要とします。
・この特別措置はあくまで特例であり、実質的な卒業・修了見込以外の者には適用されないこと、及び学生本人からの申告のみでは決定されず、適用は学部の判断で慎重に行われることに十分留意してください。
・申請にあたっては、様式をメールで提出することも可能です。
・情勢を踏まえて、学科長とコース主任の押印欄は、承諾のメール添付でも可能です。
・卒業判定の結果を踏まえての申請を検討している方は事前に後期課程チームにメールにて相談ください。
・審査結果については、会議において審議のうえ、２０２１年３月中旬までに本人にメールにて通知します。

○各種様式は下記 URL よりダウンロードください。
http://www.c.u-tokyo.ac.jp/fas/tokurei-youshiki.xlsx
※教養学科は分科長およびコース主任の承認印 学際科学科・統合自然科学科は、学科長およびコース主任の承認印

○提出先　教務課後期課程チーム（アドミニストレーション棟１階４番窓口）

２０２１年２月４日　後期課程チーム